

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月14日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第5号

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和62年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の9月から翌年8月までは助成しない。
 - (1) 受給資格者の前年の所得（1月から8月までの間にこの事業による助成を受けようとする場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が、規則で定める額を超えるとき。
 - (2) 受給資格者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者の生計を維持する者の前年の所得が規則で定める額を超えるとき。
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養義務者の所有に係る住宅、家財又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の8月までの助成については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。
- 4 第2項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

第13条を第15条とする。

第12条中「第7条」を「第9条」に改め、同条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(助成の停止)

第8条 町長は、第4条の規定による申請又は第6条第1項の規定に基づく審査の結果、第3条第2項の規定により助成をしないと認めるときは、当該受給資格者に助成停止通知書を交付するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(受給資格者の更新及び受給者証の交付)

第6条 受給資格者は、規則で定めるところにより、受給資格の更新を行い、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、引き続き受給資格を有すると認めるときは、当該受給資格者に受給資格者証を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例第5条の規定により受給者証の交付を受けている者の医療費の助成については、当該受給者証の有効期間において、なお従前の例による。